

令和3年11月26日
資料提供

問い合わせ先
環境生活総務課 環境計画班
寺野、瀬谷（内線2684）
（直通）073-441-2674

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づく 太陽光発電事業計画（有田市初島町浜）の 縦覧及び意見募集について

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき、下記のとおり太陽光発電事業計画等を縦覧します。縦覧期間中において、利害関係を有する方は、環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地から意見を提出することができます。

記

1 太陽光発電事業の概要

事業者	ENEOS 株式会社
事業の名称	ENEOS 和歌山メガソーラー発電所
事業区域の所在地	有田市初島町浜字西ノ浜 1770 番 2
事業の規模	6,000kW (77,780.3m ²)

2 縦覧及び意見募集期間

令和3年11月26日（金） から 令和3年12月27日（月） まで

3 縦覧場所等

縦覧場所	縦覧時間	縦覧できない日
和歌山県庁 環境生活総務課（県庁本館4階） 和歌山市小松原通1-1 TEL：073-441-2674	9:00~17:45	土、日
有田振興局健康福祉部衛生環境課（湯浅保健所） 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 TEL：0737-64-1293		

縦覧場所では「密集」や「密接」などの「密」を避けるようにしてください。（新型コロナウイルス感染症対策）

4 意見提出方法

各縦覧場所に意見書用紙を設置しています。また、県環境生活総務課のホームページから意見書用紙のダウンロードができます。

意見提出方法	提出先等
直接提出 （縦覧可能な日時のみ）	①和歌山県庁 環境生活総務課 ②有田振興局健康福祉部衛生環境課（湯浅保健所）
郵送	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県庁 環境生活総務課（当日必着）
FAX	073-433-3590（県環境生活総務課）
電子メール	e0320003@pref.wakayama.lg.jp（県環境生活総務課）

5 事業計画等の公表

太陽光発電事業の計画等については、下記のとおり事業者により公表されています。

計画概要：https://www.eneos.co.jp/business/power/renewable/wakayama_solar.html

計画書一式：有田市初島公民館

6 その他

下記ホームページにて、公告の内容や条例の詳細を確認することができます。

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（和歌山県環境生活総務課）
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/taiyokojorei/gaiyo.html>